



# 広島県報

定期  
第5号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務部  
総務管理局文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

一部事務組合と広島県との間の公平委員会の事務の委託 に関する規約の廃止	(市町行財政室)	一
結核予防法の規定による医療機関の指定 (県法規登載)	(保健対策室)	一
結核予防法の規定による指定医療機関の指定の辞退	( " )	一
指定自立支援医療機関の指定	(障害者支援室)	二
道路の区域変更	(道路河川管理室)	四
道路の供用開始	( " )	四
公 告		
特定非営利活動法人の認証申請	(文化・県民協働室)	四
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	( " )	五
大規模小売店舗立地法の規定による町の意見の概要	(地域産業振興室)	五
県営土地改良事業の換地計画の樹立(三件)	(土地改良室)	五
平成十八年度林業用種苗生産事業者講習会の開催	(林業振興室)	六
土地改良事業計画変更協議の適否決定(市町)	(広島地域事務所)	七
換地計画認可申請の適否決定(市町)	( " )	七
公安委員会告示		
遊技機の型式の検定の告示		七

## 告 示

### 広島県告示第四十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の第十四第二項の規定により、昭和四十四年四月一日に定めた海田地区消防組合と広島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を平成十九年四月一日から廃止する。

平成十九年一月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 広島県告示第四十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定によって、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年一月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

名	称	所 在 地	指 定 年 月 日
名	称	所 在 地	指 定 年 月 日
名	称	所 在 地	指 定 年 月 日
名	称	所 在 地	指 定 年 月 日
名	称	所 在 地	指 定 年 月 日

### 広島県告示第四十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定によって、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の届出があった。

平成十九年一月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

名	称	所 在 地	指 定 年 月 日
名	称	所 在 地	指 定 年 月 日
名	称	所 在 地	指 定 年 月 日
名	称	所 在 地	指 定 年 月 日
名	称	所 在 地	指 定 年 月 日

武井医院	三原市糸崎町三五九九番一号	平成一八年二月二五日
医療法人社団仁友会 クリニック	尾道市新浜二丁目八番一一号	平成一八年二月八日
壇上内科医院	尾道市西御所町八番一五号	平成一八年二月二二日

一 病院又は診療所

〔広島県告示第四十三号〕  
 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第二項の規定によって、指  
 定自立支援医療機関として次の者を指定した。  
 平成十九年一月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所在地	自立支援医療の種類	標ぼう診療科名	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名	指定年月日
広島県厚生農業協同組合連合会 広島総合病院	廿日市市地御前一丁目三三三	精神通院医療	精神科・心療内科	世木 田 幹	平成一八年一〇月二日
みよしクリニック	庄原市西本町二丁目一五四七	精神通院医療	心療内科・精神科	三好 和 輝	平成一八年一〇月一日
独立行政法人国立病院機構呉医療センター	呉市青山町三一	精神通院医療	精神科・小児科	竹林 実	平成一八年一〇月一日
特定医療法人紅十字会聖ラザロ病院	呉市焼山南一丁目八二二三	精神通院医療	精神科	近藤 公 人	平成一八年一〇月二日
櫻クリニック	安芸郡府中町柳ケ丘四〇二二別館二F	精神通院医療	内科	山本 一 郎	平成一八年一〇月一日
敬愛病院	廿日市市大野七二番地	精神通院医療	精神科	原田 能 之	平成一八年一〇月一日
医療法人社団森本医院	呉市倉橋町七三八二二	精神通院医療	内科	森本 忠 雄	平成一八年一〇月一日
医療法人社団明清会山田脳神経外科	三原市宮浦六丁目一一一	精神通院医療	神経内科・内科	山田 徹	平成一八年一〇月一日

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名 称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
医療法人慈生会 前原病院	福山市王子町一丁目六一七	精神通院医療	平成一八年一〇月一日
広島県立身体障害者リハビリテーションセンター 医療センター	東広島市西条町田口二九五三	精神通院医療	平成一八年一月二日
広島県厚生農業協同組合連合会 府中総合病院	府中市鶴飼町五五三	精神通院医療	平成一八年一月一日
県立神石三和病院	神石郡神石高原町小島一七六三二	精神通院医療	平成一八年一月一日
医療法人士本医 院士本ファミリー クリニック	尾道市向島町五九〇〇	精神通院医療	平成一八年一月一日
医療法人社団吉田会吉田病院	江田島市江田島町津久茂一六二	精神通院医療	平成一八年一月一日
あまのクリニック	廿日市市串戸五丁目一三七	精神通院医療	平成一八年一月一日
独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院	呉市広多賀谷一丁目五	精神通院医療	平成一八年一月二日
クリニックほほえみ呉	呉市中通二丁目二三七	精神通院医療	平成一八年一月二日
医療法人里仁会 興生総合病院	三原市皆実三丁目三二二八	精神通院医療	平成一八年一月二日
有限会社江本薬局	大竹市黒川三丁目一六二〇	精神通院医療	平成一八年九月一日
ゆめ薬局	福山市御幸町下岩成五六一四	精神通院医療	平成一八年一〇月一日
ゆうゆう薬局	福山市松永町五丁目九一四	精神通院医療	平成一八年一〇月一日
有限会社鳳鳴館薬局	福山市草戸町三丁目一〇三六	精神通院医療	平成一八年一〇月一日
前原 敬悟	丸石 正治	丸石 正治	丸石 正治
三島 睦憲	米神 裕介	米神 裕介	米神 裕介
土本 薫	吉田 昌平	吉田 昌平	吉田 昌平
福田 裕恭	中川 一廣	中川 一廣	中川 一廣
平川 晃	野村 博昭	野村 博昭	野村 博昭

安芸府中薬局	アロー薬局常石店	アロー薬局沼隈店	あやめ薬局沖見店	カツムラ薬局	(株)サン・メディカル 薬局府中店	さわやか薬局	サン薬局	しばた薬局(有)	すずらん薬局阿品台店	すみれ薬局	全快堂・あおい薬局	日本調剤赤坂薬局	フアーマシーすみよし薬 局	ホワイト薬局	明神町薬局	薬局ドラッグタカヤ	薬局・レイ	(有)えばた薬局
安芸郡府中町青崎南二二	福山市沼隈町常石二二八一	福山市沼隈町中山南二三八三一	府中市上下町上下二〇九七一	福山市沖野上町四丁目二四二二四	府中市府中町六四四二二	福山市西深津町四四五	大竹市油見一丁目九一〇	福山市新市町金丸四六六一六	廿日市市阿品台四丁目一七二二七	大竹市新町一丁目二二一三	東広島市西条町御園字五四八九一	福山市赤坂町大字赤坂二二八三番地 の一	福山市住吉町七二八	尾道市因島土生町二二〇一一	福山市明神町二丁目一〇三	福山市引野町北四丁目三三二一五	三原市城町三丁目五六	大竹市元町一丁目一一二
精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療
平成一八年 一〇月一日	平成一八年 一〇月一日	平成一八年 一〇月一日	平成一八年 一〇月一日	平成一八年 一〇月一日	平成一八年 一〇月一日	平成一八年 一〇月一日	平成一八年 一〇月一日	平成一八年 一〇月一日	平成一八年 一〇月一日	平成一八年 一〇月一日	平成一八年 一〇月一日	平成一八年 一〇月一日	平成一八年 一〇月一日	平成一八年 一〇月一日	平成一八年 一〇月一日	平成一八年 一〇月一日	平成一八年 一〇月一日	平成一八年 一〇月一日

今岡薬局国立病院前店	上原薬局	エンゼル薬局志和店	オーケー薬局	オーツカ薬局	オーツカ薬局	かがみやま薬局	木之庄薬局	キヨシ堂薬局	玖波駅前薬局	さつき薬局	さつき薬局	日本調剤上下薬局	府中つばき薬局	松永エル薬局	宮の町調剤薬局	みらさか薬局	メディエント尾道西薬局	(有)ヨコハマ調剤薬局
福山市沖野上町四二二二二二	安芸郡府中町桃山一丁目一一七	東広島市志和町志和東二一九五一	福山市南蔵王町四丁目一五三四	呉市本通三丁目二二一六	呉市三条二丁目二二六	東広島市西条町御園字二四二〇二二	福山市木之庄町二丁目七三	廿日市市宮内八五九四	大竹市玖波一一三三五	尾道市御調町神一〇二二一七	三原市沼田東町片島二四二四	府中市上下町上下九七〇三	安芸郡府中町山田一丁目一九	福山市松永町三五〇一三	安芸郡府中町宮の町三丁目六一	三次市三良坂町三良坂字高木二六三 四番五	尾道市神田町三番一〇号	安芸郡坂町横浜西一丁目一一二
精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療
平成一八年 一〇月一日	平成一八年 一〇月一日	平成一八年 一〇月一日	平成一八年 一〇月一日	平成一八年 一〇月一日	平成一八年 一〇月一日	平成一八年 一〇月一日	平成一八年 一〇月一日	平成一八年 一〇月一日	平成一八年 一〇月一日	平成一八年 一〇月一日	平成一八年 一〇月一日	平成一八年 一〇月一日	平成一八年 一〇月一日	平成一八年 一〇月一日	平成一八年 一〇月一日	平成一八年 一〇月一日	平成一八年 一〇月一日	平成一八年 一〇月一日

いなほ薬局	尾道市古浜町一四七七 一〇	精神通院医療	平成一八年一月一日
アブコ調剤薬局白市	東広島市高屋町小谷三三五七 四	精神通院医療	平成一八年一月一日
若宮調剤薬局	尾道市三軒家町六番六号	精神通院医療	平成一八年一月一日
薬局バナコス	三原市皆実三丁目一 一九	精神通院医療	平成一八年一月一日
東元町薬局	尾道市東元町二五 一八	精神通院医療	平成一八年一月一日
のぞみ薬局	東広島市西条本町三番二九号	精神通院医療	平成一八年一月一日
イヨウ薬局高須店	尾道市高須町五〇五六 一	精神通院医療	平成一八年一月一日
葦陽スナミ薬局	三原市須波西町二〇八五 一	精神通院医療	平成一八年一月一日
訪問看護ステーションピジテ呉	呉市中央六丁目一〇 一九	精神通院医療	平成一八年九月一日
東広島市訪問看護ステーションもみじ園	東広島市黒瀬町乃美尾五五五番地一	精神通院医療	平成一八年一月一日
ハートフルステーションあまの	廿日市市串戸五丁目一 三七	精神通院医療	平成一八年一月一日
厚生連府中訪問看護ステーション	府中市鶴飼町五五五 三	精神通院医療	平成一八年一月一日

広島県告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十九年二月五日までの間、縦覧に供する。

平成十九年一月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

木野山府中線

三 道路の区域

区 間	新旧の敷地の幅員 (メートル)		備考
	新	旧	
府中市荒谷町本谷字堂ノ久保五七八番一地从先から府中市荒谷町本谷字焼山下甲五五三番一地从先まで	一〇・八〇	三〇〇・〇〇	延長
	三〇〇・〇〇	三〇〇・〇〇	備
	三七・三〇	三〇〇・〇〇	拡幅

広島県告示第四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十九年二月五日までの間、縦覧に供する。

平成十九年一月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道木野山府中線	府中市荒谷町本谷字堂ノ久保五七八番一地从先から府中市荒谷町本谷字焼山下甲五五三番一地从先まで	平成十九年一月二十二日

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定によって、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があった。

平成十九年一月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	の代表者	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日
特定非営利活動法人ひろしまアダプト	亀井 承經	広島県広島市中区紙屋町一丁目二番二二号	この法人は、県内の道路・河川等あらゆる土木公共施設を対象としたアダプト活動を支援し、行政機関との連携を図りながら、行政と住民・民間団体等の協働による公共施設の適切な保全・活用及び環境保全並びに公共施設の愛護機運の促進等を図るとともに、その活動を通して地域の活性化に寄与することを目的とする。	平成一八年 一月二七日
特定非営利活動法人ハート作業所	伊藤 一政	広島県庄原市中本町二丁目六番地一三	この法人は、障害者が自主自立するための生活支援、就労支援の事業を展開し、地域における障害者の自立生活と社会参加を推進し、安心して暮らせる社会の実現を目指し、障害者福祉、地域福祉、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	平成一八年 一月二七日

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成十九年一月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	の代表者	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	定款変更の内容	申請のあった年月日
特定非営利活動法人かすたねつと	折口 智朗	広島県庄原市高町一三三〇番地の一	この法人は、障害を持つ人々・高齢者の方々や子育て中の家族などが住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して生涯を過ごすことができる明るく活力のある地域社会の実現を図るため、助けたきはお互いさま、助けたり助けられたり”の精神で市民参加の活動を通じて、これらの方々の自立支援に関する事業を行い、もって福祉の増進を図ることを目的とする。	特定非営利活動に係る事業の変更	平成一九年 一月九日

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する町から意見が提出された。

平成十九年一月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

藤三熊野ショッピングセンター

2 所在地

安芸郡熊野町六三八五 一外

二 提出された意見の概要

なし

三 提出された意見の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧できる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（広島市中区基町一〇番五二号）

熊野町総務部企画課（安芸郡熊野町三八一五番地一）

2 縦覧期間

平成十九年一月二十二日から平成十九年二月二十二日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定によって、三次市所在の三次吉舎地区（峠区域）県営土地改良事業（区画整理事業）の換地計画を定めたので、この換地計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、同法第八十九条の二第四項において準用する同法第八十七条第七項の規定による決定に不服がある者は、同法第八十九条の二第四項において準用する同法第八十七条第十項の規定に基づき、広島県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、異議申立てに対する決定の取消しを求め訴えを提起することができる。

平成十九年一月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 縦覧期間

平成十九年一月二十二日から平成十九年二月十三日まで

二 縦覧場所  
三次市役所

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定によつて、安芸高田市高宮町所在の長瀬川地区(下川根工区)県営土地改良事業(区画整理事業)の換地計画を定めたので、この換地計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、同法第八十九条の二第四項において準用する同法第八十七条第七項の規定による決定に不服がある者は、同法第八十九条の二第四項において準用する同法第八十七条第十項の規定に基づき、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議申立てに対する決定の取消しを求め訴えを提起することができる。

平成十九年一月二十二日

広島県知事 藤田雄山

一 縦覧期間

平成十九年一月二十二日から平成十九年二月十三日まで

二 縦覧場所

安芸高田市役所高宮支所

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定によつて、安芸高田市高宮町所在の長瀬川地区(下竹貞工区)県営土地改良事業(区画整理事業)の換地計画を定めたので、この換地計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、同法第八十九条の二第四項において準用する同法第八十七条第七項の規定による決定に不服がある者は、同法第八十九条の二第四項において準用する同法第八十七条第十項の規定に基づき、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議申立てに対する決定の取消しを求め訴えを提起することができる。

平成十九年一月二十二日

広島県知事 藤田雄山

一 縦覧期間

平成十九年一月二十二日から平成十九年二月十三日まで

二 縦覧場所

安芸高田市役所高宮支所

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十一条第一項の規定によつて、平成十八年度林業用種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成十九年一月二十二日

広島県知事 藤田雄山

一 受講対象者

種苗生産業務に従事しようとする者

二 講習日時及び場所

平成十九年三月二日(金) 午前九時から午後四時三十分まで

広島県庁舎本館六階六〇六会議室(広島市中区基町一〇番五二号)

三 講習科目及び講習時間

1 種苗に関する法令 二時間

2 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間

3 種苗の生産技術に関する事項 二時間

四 受講手続

1 受講申込書の受付期間

平成十九年一月二十二日(月)から平成十九年二月九日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時までの間、受け付ける。

郵送等の場合は、平成十九年二月九日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

2 受講申込書の提出先

広島県農林水産部農林整備局林業振興室(〒七三〇 八五一 広島市中区基町一〇番五二号)又は最寄りの広島県各地域事務所農林局若しくは農林局支局

3 受講申込書の配布場所

広島県農林水産部農林整備局林業振興室又は広島県各地域事務所農林局若しくは農林局支局で配布する。

5 受講手数料

一万四千元とする。

この手数料は、一万四千元に相当する額の広島県収入証紙を受講申込書の定められた欄にはつて納めること。この証紙には消印をしないこと。

なお、納付された受講手数料は返還しない。

六 その他

この講習会についての問い合わせは、広島県農林水産部農林整備局林業振興室(電話「〇八二 五二三 三七〇」ダイヤルイン)又は最寄りの広島県各地域事務所農林局若しくは農林局支局にすること。

なお、郵便等で問い合わせる場合は、郵便番号・あて先を明記し、八十円切手をはった返信用封筒を同封すること。

次の土地改良事業計画変更協議については、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定によつて、適当と決定したので、この決定に係る土地改良事業変更計画書の写しを次により平成十九年一月二十二日から平成十九年二月十三日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第九条第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求め訴えを提起することができる。

平成十九年一月二十二日

広島地域事務所長 山本 敏 昭

事業主体	地区名	事業名	縦覧場所
大竹市	谷和	区画整理	大竹市役所

次の換地計画認可申請については、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定によつて、適当と決定したので、この決定に係る換地計画書の写しを次により平成十九年一月二十二日から平成十九年二月十三日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の三第二項において準用する同法第九条第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求め訴えを提起することができる。

平成十九年一月二十二日

広島地域事務所長 山本 敏 昭

事業主体	地区名	事業名	縦覧場所
大竹市	谷和	区画整理	大竹市役所

### 公安委員会告示

広島県公安委員会告示第8号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認められて、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成19年1月22日

広島県公安委員会  
委員長 高須 同 登

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6S0609	告示の日(平成19年1月22日)から3年間	回胴式遊技機	常夏アロハ3	株式会社オーイズミ 代表取締役 大泉 政治 (神奈川県厚木市中町二丁目7番10号)	左 同
6S1210	同上	同上	ハチアロク鉄拳伝ノ	同上	左 同
6P1138	同上	ぱちんこ遊技機	CR舞舞鬼ノ國F	豊丸産業株式会社 代表取締役 永野 裕 豊 (愛知県名古屋市中村区戸井町三丁目12番地)	左 同
6P1183	同上	同上	CR舞舞鬼ノ國G	同上	左 同
6P1195	同上	同上	CR舞舞鬼ノ國V	同上	左 同
6P1309	同上	同上	CR奇跡の電対アロハパーティンZ	同上	左 同

6P1312	同 上	同 上	CRA奇跡の電遊キヤラクターロQ	同 上	左 同
6P1318	同 上	同 上	CR変なバーおじさんM.F.-T	株式会社三共 毒島 秀行 代表取締役 (群馬県桐生市境野町六丁目460番地)	左 同
6P1341	同 上	同 上	CR変なバーおじさんS.F.-T	同 上	左 同
6P1363	同 上	同 上	CR変なバーおじさんST4	同 上	左 同
6S1212	同 上	同 上	クマサカバS6	ネット株式会社 本 幸司 代表取締役 (大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目4番5号)	左 同
6S0891	同 上	同 上	リオパラダイス6	同 上	左 同
6P1165	同 上	同 上	ばちんこ遊技機	株式会社サンセイアール 代表取締役 梅村 義孝 (愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号)	左 同
6P1187	同 上	同 上	CR.S L物語G HW	同 上	左 同
6P1137	同 上	同 上	CRくるりんせうしん44Z	株式会社平和 石橋 保彦 代表取締役 (群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8)	左 同
6P1347	同 上	同 上	CRAくるりんせうしん9AZ	同 上	左 同
6P1303	同 上	同 上	CRAくるりんせうしん5AX	同 上	左 同

6P1289	同 上	同 上	CRピット シナレー	又ルホン工業株式会社 代表取締役 岸 勇夫 (愛知県春日井市桃山町一丁目127番地)	左 同
6P1346	同 上	同 上	CRピット シナレー W	同 上	左 同